

LINE、東京都と「児童虐待を防止するためのLINEを利用した子供や保護者からの相談等に関する連携協定」を締結

2018.06.29 コーポレート

LINE株式会社（所在地：東京都新宿区、代表取締役社長：出澤剛）は、本日、東京都と「児童虐待を防止するためのLINEを利用した子供や保護者からの相談等に関する連携協定」を締結いたしましたので、お知らせいたします。

LINEは、昨年より、省庁や自治体が主導するいじめ相談・自殺防止相談に、従来の電話窓口に加え、LINEを利用した窓口の設置を行い、相談窓口の拡大を進めています。コミュニケーションに日常的に使用しているLINEを窓口にすることで、悩み相談のハードルを下げることができ、相談件数の増加等の成果も出始めています。

この度締結した「児童虐待を防止するためのLINEを利用した子供や保護者からの相談等に関する連携協定」では、LINEと東京都が協力し、児童虐待相談にLINEを利用することでよりアクセスしやすい相談体制を整備していきます。専門の相談員がLINEでやりとりをしながら、子供や保護者の悩みなどを聴き、緊急性がある場合には、児童相談所や警察などに繋げていく仕組みを想定しています。

今後、相談員の研修や、児童相談所などの連携体制を整備した上で、児童虐待防止推進月間である本年11月に、LINEを利用した相談窓口をトライアルで開設します。トライアル後は、検証を行った上で、来年度から本格実施する予定です。

LINEでは、今後もLINEのサービス・インフラを活用した活動や、自治体との連携・支援を積極的に行ってまいります。

「児童虐待を防止するためのLINEを利用した子供や保護者からの相談等に関する連携協定」概要

●目的

本協定は、「LINE」を利用して、子供や保護者がよりアクセスしやすい相談環境の整備に取り組むことにより、児童虐待の防止に資することを目的とする。

●協力する事項

- (1) LINEを利用した児童虐待相談に関すること
- (2) LINEを利用した児童虐待防止に関する普及啓発
- (3) LINEを利用した児童虐待防止に関する調査研究
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な取組に関すること

●協定の期間

本協定は、締結した日から平成31年3月31日まで効力を有する。
